

組織及び定員に関する重要事項について

組織規程（平成31年規程第18号）の一部を次のとおり改正する。

年 月 日改正
経営委員会

新	旧
第1章、第2章（略） 第3章 CIO（最高投資責任者）等 第3条、第4条（略） （統括部長） 第5条 管理運用法人に、統括部長を置くことができる。 2 統括部長は、調査数理室、運用リスク管理室、投資戦略部、 運用管理部、市場運用部及びオルタナティブ投資室を統括する。 第6条、第7条（略） 第4章 部の設置等 （部、室及び事務室の設置） 第8条 管理運用法人に、次の部、室及び事務室を置く。 総務部 企画部 調査数理室 運用リスク管理室 情報管理部 投資戦略部 運用管理部 市場運用部 オルタナティブ投資室 インハウス運用室 監査室 経営委員会事務室	第1章、第2章（略） 第3章 CIO（最高投資責任者）等 第3条、第4条（略） （統括部長） 第5条 管理運用法人に、統括部長を置くことができる。 2 統括部長は、調査数理室、運用リスク管理室、投資戦略部、 運用管理室、市場運用部及びオルタナティブ投資室を統括する。 第6条、第7条（略） 第4章 部の設置等 （部、室及び事務室の設置） 第8条 管理運用法人に、次の部、室及び事務室を置く。 総務部 企画部 調査数理室 運用リスク管理室 情報管理部 投資戦略部 運用管理室 市場運用部 オルタナティブ投資室 インハウス運用室 監査室 経営委員会事務室

組織及び定員に関する重要事項について

新	旧
監査委員会事務局 第9条～第10条の3 (略) (投資戦略部の所掌事務) 第11条 投資戦略部は、管理運用業務の関する次に掲げる事務をつかさどる。<u>(運用管理部の所掌に属するものを除く。)</u> (1) リバランス戦略、運用手法等の投資戦略の策定に関すること。 (2) 国内外の経済、金融及び政策動向等の調査分析及び予測に関すること。 (3) 年金積立金の管理及び運用の高度化の支援に関すること。 (4) ESGを考慮した投資に関すること。 (運用管理部の所掌事務) 第12条 <u>運用管理部</u>においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1) 運用機関及び資産管理機関との契約の締結、変更並びに解除に関すること。 (2) 運用機関及び資産管理機関のガイドラインのひな型に関すること。 (3) 運用機関及び資産管理機関の決算事務に関すること。 (4) 資産管理機関の構成、選定、管理及び評価に関すること。 (5) 運用機関及び資産管理機関への支払手数料の算定及び適正性の確保に関すること。 (6) 運用資産の移受管に関すること。 (7) 外国税務に関すること。 (8) 委託運用資産及び自家運用に係る運用状況の測定に関すること (運用リスク管理室の所掌に属するものを除く。)	監査委員会事務局 第9条～第10条の3 (略) (投資戦略部の所掌事務) 第11条 投資戦略部は、管理運用業務の関する次に掲げる事務をつかさどる。 (1) リバランス戦略、運用手法等の投資戦略の策定に関すること。 (2) 国内外の経済、金融及び政策動向等の調査分析及び予測に関すること。 (3) 年金積立金の管理及び運用の高度化の支援に関すること。 (4) ESGを考慮した投資に関すること。 (運用管理室の所掌事務) 第12条 <u>運用管理室</u>においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1) 運用機関及び資産管理機関との契約の締結、変更並びに解除に関すること。 (2) 運用機関及び資産管理機関のガイドラインのひな型に関すること。 (3) 運用機関及び資産管理機関の決算事務に関すること。 (4) 資産管理機関の構成、選定、管理及び評価に関すること。 (5) 運用機関及び資産管理機関への支払手数料の算定及び適正性の確保に関すること。 (6) 運用資産の移受管に関すること。 (7) 外国税務に関すること。 (8) 委託運用資産及び自家運用に係る運用状況の測定に関すること (運用リスク管理室の所掌に属するものを除く。)

組織及び定員に関する重要事項について

新	旧
(9) 自家運用に係る取引先の選定、管理及び評価に関すること。 <u>(10) 投資戦略部、市場運用部及びオルタナティブ投資室の内部管理事務のうち、理事長が別に定めるものを行うこと。</u> (市場運用部の所掌事務) 第12条の2 市場運用部においては、市場性運用資産に関する次に掲げる事務をつかさどる（<u>運用管理部</u>の所掌に属するものを除く。）。 (1) 運用機関の選定及び構成等に関すること。 (2) 委託運用資産の管理に関すること。 (3) 運用機関等の管理及び評価に関すること（運用リスク管理室の所掌に属するものを除く。）。 (オルタナティブ投資室の所掌事務) 第12条の3 オルタナティブ投資室においては、オルタナティブ資産及び外貨建て短期資産（オルタナティブ資産への投資に必要な流動性を確保するためのものをいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事務をつかさどる。（運用リスク管理室、<u>運用管理部</u>及び市場運用部の所掌に属するものを除く。）。 (1) 自家運用及び余裕金の運用のための取引執行指示に関すること。 (2) オルタナティブ資産に係る運用方針の策定に関すること。 (3) オルタナティブ資産に係るリスク及び運用状況の管理に関すること。 (4) オルタナティブ資産に係る共同投資協定の締結に関すること。	(9) 自家運用に係る取引先の選定、管理及び評価に関すること。 (市場運用部の所掌事務) 第12条の2 市場運用部においては、市場性運用資産に関する次に掲げる事務をつかさどる（<u>運用管理室</u>の所掌に属するものを除く。）。 (1) 運用機関の選定及び構成等に関すること。 (2) 委託運用資産の管理に関すること。 (3) 運用機関等の管理及び評価に関すること（運用リスク管理室の所掌に属するものを除く。）。 (オルタナティブ投資室の所掌事務) 第12条の3 オルタナティブ投資室においては、オルタナティブ資産及び外貨建て短期資産（オルタナティブ資産への投資に必要な流動性を確保するためのものをいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事務をつかさどる。（運用リスク管理室、<u>運用管理室</u>及び市場運用部の所掌に属するものを除く。）。 (1) 自家運用及び余裕金の運用のための取引執行指示に関すること。 (2) オルタナティブ資産に係る運用方針の策定に関すること。 (3) オルタナティブ資産に係るリスク及び運用状況の管理に関すること。 (4) オルタナティブ資産に係る共同投資協定の締結に関すること。

組織及び定員に関する重要事項について

新	旧
(5) 外貨建て短期資産の運用方針に関する事 (6) 運用機関の策定及び構成等に関する事 (7) オルタナティブ資産に係る運用の評価に関する事 (8) オルタナティブ資産に係る評価の手法に関する事 第13条～第15条 (略) 第5章 (略) 附 則 この規定は、平成31年4月1日から施行する。	(5) 外貨建て短期資産の運用方針に関する事 (6) 運用機関の策定及び構成等に関する事 (7) オルタナティブ資産に係る運用の評価に関する事 (8) オルタナティブ資産に係る評価の手法に関する事 第13条～第15条 (略) 第5章 (略) 附 則 この規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元. . . 改正)
 この改正は、令和元年10月1日から施行する。